

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	これまでコーポレートカード等による決済は行っていない。	b		コーポレートカード等による決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にコーポレートカード等を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		zA020001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	これまでクレジットカード決済による支払は行っていない。	b		クレジットカードを利用した決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にクレジットカードを導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		zA020001	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。	
	これまでコーポレートカード等による決済は行っていない。	b		コーポレートカード等による決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にコーポレートカード等を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		zA020001	全省庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	これまでカード決済による支払は行っていない。	b		カードを利用した決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にカード決済を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		zA020001	全省庁	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	b		債権譲渡禁止特約の解除又は解除の対象となる契約及び譲渡対象者拡大の検討を今後も行う。		zA020002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一)を策定することが求められる。地方公共団体に關しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっており、債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
国家公務員法第44条、人事院規則8-18(採用試験)第7条、別表第3	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。	b		現行の採用試験は新規卒者等を対象に係員を採用するための試験であり、その受験資格の在り方については、採用後のキャリアパスや給与処遇、各省庁の採用ニーズ、組織の年齢構成、定年年齢との関係等、考慮すべき要素も多いことから、慎重に検討を行っている。この検討と併せて、職業経験を有する優秀な人材を年齢にかかわらず本格的に公務に採用できるようにしていくため、新たな採用の枠組みについて検討を進めている。	雇用対策法においては、募集対象を「新規卒者」に限ること自体は同法の禁ずる年齢制限には該当せず、また、厚生労働省の指針において「長期勤務によるキャリア形成を図る観点から新規卒者等を採用する場合」には年齢制限が認められている。	zA020003	人事院	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	5053	5053A232	1	(社)日本経済団体連合会	232	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家公務員採用試験における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		国家公務員の採用試験においては、人事院規則によって年齢制限が課せられており、採用に係る官民のイコールフットリングが図られていない。「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において人事院は、「平成16年度中を自途に基本的な方向性について結論を得たいと考えているところ」と回答しているが、未だにその結論が公表されておらず、早期に基本的な方向性を示すべきである。	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。例えば、国家公務員種試験を受験できるのは、採用試験の告知の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	物品のリース契約については、購入する場合や単年度貸借契約を締結する場合と比較した上で、合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしているが、現在該当する案件はない。	b		人事院行政効率化計画により、物品のリース契約について、購入する場合や単年度貸借契約を締結する場合と比較した上で、合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約を実施することとしている。		zA020004	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治体改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において繰入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	b		債権譲渡禁止特約の解除又は解除の対象となる契約及び譲渡対象者拡大の検討を今後行う。		zA020005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
国と民間企業との間の人事交流に関する法律第3条、第5条、第7条 人事院規則21-1(交流基準)第3条-第7条	人事院規則21-1第6条において、交流派遣をしようとする日前二以内本省内等に属する官職を占めていた期間のある職員について、占めていた官職の区分に応じ交流派遣を制限。	c		官民人事交流法における交流派遣は、公務員に民間企業の実務を経験させ、民間の業務遂行の手法を体験させるとともにその実情の理解を深めさせる人材育成を図ることをねらいとしていること、官民交流制度の運営に当たっては公務の公正性の確保に留意する必要があることに照らし、今回の要望について、公務員を現職と関連深い民間企業の業務に従事させることは制度上、困難である。なお、既に本年1月には、官民交流の促進のため、交流制限の緩和措置を行っており、これを超えての要望のような緩和は困難である。	閣議決定では、「民間業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や落札した民間事業者等の希望も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを規制改革・民間開放推進会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する。」としている。	zA020006	総務省 人事院	民間との人事交流	5093	5093A002	1	大阪商工会議所	2	民間との人事交流	一定の要件のもと、民間企業で公務員を現職と関連の深い業務に従事できるよう、法律を見直す。		・国と民間企業との人事交流は、天下り防止の観点から公務員を現職と関連の深い民間企業の業務に従事することを禁じている。しかしながら、公共サービスの民間開放を進めていく過程では、公の持つノウハウを民間に伝えるため、一定期間、民間企業で公務員を現職と関連深い業務に従事させる必要性が考えられる。	